

吉野川市農業委員会総会議事録
(令和5年11月)

1. 開催日時 令和5年11月27日(月)
午後1時30分から午後2時25分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室

3. 出席委員 17人

会 長	3番	真 梶 広 也
会長職務代理者	6番	山 口 博 史
副会長	13番	近 藤 清 夫
	15番	松 本 武 夫

委 員

1番	大塚 春幸	2番	藤本 敏夫	3番	真梶 広也	4番	久保 さとみ
5番	安部 健司	6番	山口 博史	7番	芝高 敏雄	8番	河野 隆義
9番	南園 恵志	10番	川端 武夫	11番	原田 正昭	12番	藤川 利文
13番	近藤 清	14番	原 博一	15番	松本 武夫	16番	阿部 芳浩
17番	江本 康治	18番	瀬尾 誠悟	19番	大久保光江		

4. 欠席委員 2人 (2番 藤本敏夫 11番 原田正昭)

5. 農地利用最適化推進委員(出席委員 13人)

1区	遠藤予志郎・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・天満茂樹
5区	鎌倉英章・杉野利行	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	楮山富行・天野宣正		

欠席委員 4人 (遠藤予志郎 毛利益三 住友武司 吉田 健)

6. 議事日程

- | | |
|----|--------------------------------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 |
| 第2 | 議第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 第3 | 議第36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 第4 | 議第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 第5 | 議第38号 農地法の適用を受けない土地の証明願について |
| 第6 | 議第39号 吉野川市農業振興地域整備計画変更に関する意見につ |

いて

- 第7 報告事項(1)農地転用の制限の例外届について
- 第8 報告事項(2)農地の転用事実に関する照会について
- 第9 報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	尾西稔生
局長補佐	原田裕充
主査	森本佑治

8. 議事進行

事務局 それでは、ただ今から、令和5年11月吉野川市農業委員会総会を開会致します。

本日は2番藤本委員、11番原田委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。本日の出席委員は、19名中17名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員13名にも出席いただいております。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、真相会長にお願い致します。

会 長 (会長挨拶)

議 長 まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、5番、安部委員、7番、芝高委員に、議事録署名をお願い致します。

本日の定例会に出しております議案は、

議第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 9件

議第36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 1件

議第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 3件

議第38号 農地法の適用を受けない土地の証明願について 1件

議第39号 吉野川市農業振興地域整備計画変更に関する意見について

報告事項(1)農地転用の制限の例外届について

報告事項(2)農地の転用事実に関する照会について

報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について

でございます。

議 長 議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。

なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある、議案番号のみの、意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。

議 長 それでは、議第35号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

議 長 まず最初に、議第35号1番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の1頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料1です。

申請地の所在は、鴨島町上浦字ヒヨノ北、地目は台帳、現況共に田、面積は、923㎡です。譲渡人と譲受人は同居する親子であり、親子間の生前贈与ということになります。譲渡人である父親は農業の経営移譲をかねてから考えており、譲受人である子と相談の結果、今回の申請に至ったそうです。譲受人は会社員ですが、農作業歴は10年以上あり、農地取得後も父と一緒に農業に従事するとのこと。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、4番、久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

4番 4番、久保です。ただいま、事務局から説明があったとおり、今回の申請は親子間の贈与となっています。贈与した後も親子で耕作していくことですので何も問題ないと思われます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第35号1番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第35号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第35号1番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第35号2番の賃貸借権の設定についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

2番でございます。位置図については、資料2です。

申請地の所在は、鴨島町牛島字西條前、地目は、台帳、現況共に畑、面積は3,772㎡です。譲受人は障害者福祉事業所であり、利用者が作業できるような農地を探していたところ、申請地を紹介され、今回の申請に至ったようです。申請内容は賃貸借であり、市街化区域内農地のため利用権設定ができず、3条許可申請となりました。許可後は事業所利用者5～6名と農業経験のある職員2名が露地野菜の作付けを行う予定です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

ただ今の説明に関連して、担当委員であります、1番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1番

1番、大塚です。ただいま、事務局から説明があったとおりで、別段何ら問題はないと思われますので、よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第35号2番の、賃貸借権の設定につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第35号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長

異議なしということでございますので、議第35号2番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長

続きまして、議第35号3番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

3番でございます。2筆でございます。位置図については、資料3です。

申請地の所在は、鴨島町敷地字長原の2筆、地目は、台帳、現況共に畑、合計面積は1,056㎡です。譲渡人は、県外へ引っ越すことになり、所有していた農地を含む土地、家屋を知人である譲受人に譲り渡すことになったとのことです。申請地では栗やイチジクが作付けされており、農地取得後も引き続き管理していく予定とのことです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

- 議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 8番 8番、河野です。申請内容等につきましては、ただいま事務局から説明があったとおりでございます。取得される方につきましては、認定農業者であり、特に何も問題はないと思われれます。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第35号3番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
- (質疑なしとの声)
- 議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第35号3番について許可することに、ご異議ございませんか。
- (異議なしとの声)
- 議 長 異議なしということでございますので、議第35号3番につきましては、許可することに決定いたしました。
- 議 長 続きまして、議第35号4番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 4番でございます。位置図については、資料4です。
申請地の所在は、鴨島町知恵島字中須賀西、地目は、台帳、現況共に畑、面積は496㎡です。譲渡人と譲受人は親子であり、1番同様、親子間での生前贈与ということになります。譲受人は会社員ですが、農作業歴は10年以上あり、農地取得後もこれまでどおり家族で農業に従事するとのことで、ブロッコリーやソルゴーを作付けする予定とのことです。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、18番、瀬尾委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 18番 18番、瀬尾です。親子間の生前贈与で何ら問題ないと思われれますので、よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第35号4番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第35号4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第35号4番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第35号5番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 5番でございます。位置図については、資料5です。
申請地の所在は、川島町川島字春日北、地目は、台帳、現況共に畑、面積は214㎡です。譲受人は、県外在住の譲渡人から、申請地に隣接する宅地と家屋を購入予定のため、申請地も同時購入し家庭用菜園として利用するとのことで、ジャガイモ、人参、玉ねぎ等を作付けする予定です。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、16番、阿部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

16番 16番、阿部です。譲受者は家屋と宅地を併せて取得するということで、この農地につきましては耕作放棄をされた土地で雑草管理をしている状態です。放置されていた農地の隣にお住まいになることで、畑として利用されることで適正に管理されることと思います。以上、特に問題はないと思われまますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第35号5番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第35号5番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第35号5番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長

続きまして、議第35号6番の使用貸借権の設定、7番の営農型太陽光発電施設における空中地上権の設定、議第37号2番の賃貸借権の設定による一時転用について、同一の営農型太陽光発電に関連する申請ですので一括審議いたします。なお、議第37号2番につきましては、農用地区域内農地における営農型太陽光発電施設関連の転用許可申請なので、徳島県農業会議への諮問案件でございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議第35号6番、7番及び議第37号2番を一括して説明いたします。議案書は1頁最下段からと4頁になります。位置図については、資料6です。

まず、概略説明をいたします。この3条許可申請の2件と5条許可申請の1件が1組の案件となっています。

これらは、6番の貸人所有の農地2筆において、支柱を立てて、その上部に太陽光パネルを設置し、売電事業を展開しながら、パネルの下部で営農を続ける営農型太陽光発電事業の許可申請でございます。

それでは、6番の説明をいたします。2筆でございます。申請地の所在は、川島町学字西出目の2筆、地目は、台帳、現況共に田、使用貸借にかかる該当面積は合計面積は2,942㎡のうち2,523.82㎡です。貸人は申請地を相続しましたが、現在は耕作放棄地となっています。今回、太陽光パネル下の農地に使用貸借権を設定し、借人である法人は、サカキを栽培するとのことです。従業員2名が、柿の出荷先となる予定の会社から営農指導を受け、農作業をするとのことです。

次に7番の説明となります。議案書は2頁です。申請地は6番と同じです。農地上に太陽光パネルを設置するための空中地上権の設定でございます。面積は、営農型太陽光発電施設投影面積の申請ですので、2筆の該当面積は、575.91㎡でございます。これは太陽光パネル262枚の投影面積となります。

借人は、太陽光発電施設の運営を行っている6番の借人の関連法人で、貸人と今回の空中地上権設定について同意が得られていることから、同時に5条許可が得られることが条件ではありますが、本申請についても許可すべきものと思われれます。その他、必要関係書類は添付されております。

続いて、議第37号2番でございます。議案書は4頁になります。営農型太陽光発電施設設置のための支柱等の部分の賃貸借権設定による一時転用申請でございます。

申請地の所在は、先の2件と同一です。農用地区分は、農用地区域内農地の第2種農地でございます。2筆の一時転用申請面積は2,942㎡の内、支柱等の面積0.364㎡でございます。

また、一時転用期間は3年間で申請されています。

計画概要は、太陽光パネルが合計262枚で、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力送配電(株)へ売電する計画です。パネル高については、最下部高2m以上を確保しています。事業費は自己資金1540万5,170円を予定しています。

土地の造成については、休耕地なので作付けができるように耕しますが、境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

給排水は無く、雨水は地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、19番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19番 19番、大久保です。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。この農地は以前から耕作放棄された状態でしたので、今回、営農型太陽光発電施設の設置ということで何ら問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第35号6番の使用貸借権の設定、7番の空中地上権の設定、議第37号2番の賃貸借権の設定による一時転用につきましては、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第35号6番、7番及び議第37号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第35号6番、7番及び議第37号2番につきましては、許可することに決定いたしました。なお、議第37号2番につきましては、徳島県農業会議へ諮問致します。

議 長 続きまして、議第35号8番の使用貸借による空中地上権の設定ですが、こちらも営農型太陽光発電についてであり、議第37号3番の使用貸借による一時転用申請と関連していますので一括審議致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書2頁の8番、4頁の3番をご覧ください。3筆ございます。位置図については、資料7です。

議第35号8番、議第37号3番とも先ほどと同様に営農型太陽光発電についてで、議第35号8番は、農地上部に太陽光パネルを設置するための空中地上権の設定、議第37号3番は農地に設置する支柱等部分の一時転用許可申請となっております。

申請地の所在は、山川町建石の3筆、地目は、台帳、現況共に田、農用地区域外農地の第2種農地となります。3筆の合計面積は、1, 982㎡

で、この内、3条関係では、太陽光パネル下部の面積571.50㎡が空中地上権の設定面積になります。また、5条関係では、太陽光パネルの架台支柱等の面積0.459㎡が一時転用申請の面積になり、いずれも許可期間は3年間の申請となっています。こちらは、先ほどの案件の法人が所有する農地であり、自ら下部農地でサカキの栽培を始めます。前件同様、サカキの販売予定先の会社から営農指導を受け農作業をするということです。

計画概要は、太陽光パネルが合計260枚で、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力送配電(株)へ売電する計画です。パネル高については、最下部高2m以上を確保しています。事業費は自己資金1,627万2,080円を予定しています。

土地の造成については、休耕地なので作付けができるように耕しますが、境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

給排水は無く、雨水は地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

また、川田東土地改良区からは、該当する農地について、今回の転用を承認する旨の意見書が提出されています。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、14番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

14番 14番、原です。申請地では太陽光発電をしながらパネルの下でサカキを育てるということで何ら問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第35号8番の空中地上権の設定及び議第37号3番の使用貸借による一時転用の申請につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第35号8番及び議第37号3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第35号8番及び議第37号3番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第35号9番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

- 事務局 9番でございます。2筆でございます。位置図については、資料8です。
申請地の所在は、山川町川田の2筆、地目は、台帳、現況共に田、面積は2, 277㎡です。譲渡人は、高齢で耕作もできないことから農地の管理に困っていました。申請地近くに住む譲受人に相談したところ、売買の話がまとまり今回の申請に至ったとのこと。譲受人は現在、自作地で米を作付けしており、申請地取得後も同様に稲作を行う予定です。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、9番、南園委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 9番 9番、南園です。ただいま、事務局から説明があったとおりでございますが、若干、補足説明をさせていただきます。申請地は譲渡人の近所の方が長年耕作していましたが、その方も高齢となり農地の返還する話が出ていたところ、この度、申請地近くに住む譲受人が購入することになりました。譲受人も70代ではありますが、お元気で野菜や米を栽培されております。2筆の田をまとめて譲り受けるということになったようで、何ら問題はないと思われますので、よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第35号9番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
- (質疑なしとの声)
- 議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第35号9番について許可することに、ご異議ございませんか。
- (異議なしとの声)
- 議 長 異議なしということでございますので、議第35号9番につきましては、許可することに決定いたしました。
- 議 長 続きまして、議第36号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。
- 議 長 それでは、1番のドッグラン及び農業用倉庫のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書3頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料9です。
申請地の所在は、川島町学字吉本、地目は、台帳、現況共に田、面積は1, 402㎡の内583. 1㎡でございます。農用地区分は、農用地区域

外農地の第2種農地でございます。
申請地は農地ではありますが、転用許可を得ることなく、以前から一部に農業用倉庫及びドッグラン（飼い犬の運動場）の用地として利用しております。
始末書の提出がありました。

（始末書読み上げ）

転用の経緯は始末書のとおり、農地法の理解不足により、農業用倉庫と愛犬のためのドッグランを令和3年頃に所有農地に許可無く整備したものです。

概要として、土地の造成は整地の上、山土で20cm盛土し10cm碎石を敷き仕上げています。

ドッグランは、周囲にフェンス、敷地内に休憩所を設置、一部に小山を作り、中にヒューム管を埋設しトンネル上に整備しています。

農業用倉庫は、農業用ビニルハウスを利用して、トラクターや農具等を全て収納できるよう2棟設置しています。なお、今回、農業用倉庫の面積が200㎡を超えていますので、届出ではなく4条許可申請となっております。

給排水は無く、雨水は地下浸透させることから周辺への影響はありません。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、始末書のとおりの内容につき、追認許可致し方ないと考えます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、19番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19番 19番、大久保です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。先日、会長、職務代理者、事務局と一緒に現地確認を致しました。農地法を知らず、無断転用となっておりますが、始末書の提出もあり反省していますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第36号1番の、ドッグラン及び農業用倉庫のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第36号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議 長 異議なしということでございますので、議第36号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第37号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議 長 それでは、1番の貸駐車場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料10です。

申請地の所在は、川島町学字北久保、地目は、台帳、現況共に田、面積は803㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

譲受人は運送会社の役員をしており、会社ではダンプカー等の業務用車両と従業員車両を併せて40台の駐車できるスペースが必要とのことです。既存の駐車場では全部を置くことができず、従業員が自宅で車を取り替えて対応している状態で、また、ダンプ等の大型車両の出入りが頻繁にあるので安全性の面からも車両置場の拡張を望んでいます。申請地は既存駐車場に隣接しているので使い勝手がよく、譲渡人との間で売買の話がまとまったとのことでございます。購入後は、経営する運送会社へ車両置場として貸し付ける予定です。

計画概要は、表土を20cm取り除いたあと土砂を30cm入れ仕上げますが、既存の土羽と擁壁で囲まれており隣地への土砂等の流出はありません。また、車両が進入できるように、既存駐車場との間にスロープを作ります。事業費は、自己資金180万円を予定しています。

給排水は無く、雨水については、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、19番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19番 19番、大久保です。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲受者は体調を崩し農業はしておりませんでした。この度、駐車場用地として譲渡者へ譲り渡す話がまとまりました。特に問題はないと思いますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第37号1番の貸駐車場への転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第37号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第37号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 議第37号2番と3番については審議済みですので、次は議第38号、農地法の適用を受けない土地の証明願について、でございます。
1番の非農地証明願について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議第38号農地法の適用を受けない土地の証明願についてご説明致します。

議案書の5頁をご覧ください。

従前は農地であった土地のうち、農地法第4条又は農地法第5条の許可を受けてはいないが、現在の土地の状況が農地とは認められない状態にあるもののうち、人為的な転用行為が行われてから既に20年以上が経過しており、かつ、農地への復元が不可能又は著しく困難であり、農地行政上支障がないと認められるなどの場合、非農地証明書の交付を受けることができるものです。

1番でございます。3筆でございます。位置図については資料11です。

所在は、鴨島町飯尾字天神の3筆、地目は台帳、現況共に畑、面積は8,224㎡でございます。

申請人の申告では、麻植開拓パイロット事業で開発された土地でミカン栽培をしていましたが販売不振などで平成7年頃廃園し、農地法の理解が不十分なまま、景観、防災上の観点から樹木を植林をしたとのことでした。

申請人より提出された、平成15年6月4日に撮影された航空写真により、その時点で山林化していること、また、現況を考えると農地行政上支障がないと認められるため、非農地証明書の交付基準に適合していると判断されます。

以上、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、8番、河野委員の方から、補足説明をお願いします。

8番 8番、河野です。届出内容につきましては、ただいま事務局から説明があったとおりでございます。特に問題はないと思われまます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第38号1番の、非農地証明願につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、採決を致します。議第38号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第38号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 次に、議第39号吉野川市農業振興地域整備計画変更に関する意見についてでございますが、10月にお配りした資料のとおり、農振除外申請地の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 先月、お配りしました令和5年8月中受付分、除外申請の綴りをご覧ください。令和5年10月19日付、5吉農林第274号で諮問のありました、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項及び同法施行規則第3条の2第2項の規定により、吉野川市農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画変更に関する意見を求められています。その変更計画は農用地区域からの除外申請15件であり、これについて、各農業委員の意見を述べていただき、集約して事務局より吉野川市長へ回答致したいと考えています。なお、3番については、事業計画変更を理由として、令和5年11月10日に農振除外申請書の取下書の提出があったとのことです。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。議第39号農業振興地域整備計画変更に関する意見について、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(意見なしとの声)

議 長 質疑、意見がないようでございますので、それでは採決を致します。議第39号については、諮問どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第39号につきましては、すべての案件が特に問題は無いということで、「特段の意見なし」で、市長に対して意見書を送付することに決定いたしました。
事務局において意見書を作成の上、送付してください。

議 長 次に、
報告事項(1)農地転用の制限の例外届について
報告事項(2)農地転用事実に関する照会について
報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について
事務局より報告を求めます。

事務局 ○報告事項(1)農地転用の制限の例外届について、をご報告致します。
議案書の7頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料12です。こちらは、農地法第4条第1項第8号に基づく同法施行規則第29条第1項第1号による、農機具置場への転用届出でございます。転用

面積は837㎡のうち154.8㎡です。令和5年10月20日付けで、これを受理致しました。

事務局 ○報告事項(2)農地の転用事実に関する照会について、をご報告致します。

この件につきましては、土地の所有者等が法務局に対して地目変更登記を申請し、その処理のため、登記官より農業委員会へ照会文書を発送するもので、照会を受けた日から2週間以内に回答するものであります。

議案書の8頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料13です。照会地の所在は、鴨島町鴨島字天島、地目は、台帳が田、現況は雑種地、面積は202㎡でございます。照会地は市街化区域に位置し、現地確認を行った結果、既に農地の機能を失っていることを確認致しましたので、令和5年10月16日付けで回答したものでございます。

事務局 ○報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の9頁をご覧ください。今回ご報告致します件数は、利用権設定の使用貸借権の合意解約が4件5筆でございます。

以上でございます。

議長 報告事項(1)から(3)につきましては、報告事項ですので、了承いたします。

最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局 ○令和6年度吉野川市農業施策に関する政策提案について
○その他

議長 それでは、本総会の議案の審議については、全てが終了しました。
委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたことを感謝申し上げます。

以上をもちまして今月の総会を閉会といたします。

閉 会 (終了時刻 午後2時25分)

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和5年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記